

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	計	500人以上	100人～499人	50人～99人
計	事業所 123	事業所 31	事業所 66	事業所 26
漁業、鉱業、建設業	16	5	6	5
製造業	66	14	37	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	15	7	4	4
卸売・小売業	9	1	6	2
金融・保険業、不動産業	6	2	4	0
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	11	2	9	0

第15表 職種別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

その1 公民給与比較の対象職種

- ・支店長…構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。以下同じ。)
- ・工場長…構成員50人以上の工場の長
- ・事務部長・技術部長… { 2課以上又は構成員20人以上の部の長
職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
- ・事務部次長・技術部次長… { 前記部長に事故等のあるときの職務代行者
職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
- ・事務課長・技術課長… { 2係以上又は構成員10人以上の課の長
職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
- ・事務課長代理・技術課長代理 … { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者
課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
課長に直属し部下4人以上を有する者
職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
- ・事務係長・技術係長… { 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者
職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職

その2 公民給与比較の対象外職種

- ・電話交換手…見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・研究所長…構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
- ・研究部(課)長…2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
- ・研究室(係)長…構成員3人以上の室(係)の長
- ・主任研究員…下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
- ・病院長…部下に医師又は歯科医師5人以上
- ・副院長…上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
- ・医科長…部下に医師又は歯科医師1人以上
- ・薬局長…部下に薬剤師2人以上
- ・総看護師長…部下に看護師長5人以上
- ・看護師長…部下に看護師又は准看護師5人以上